

塾におけるセクシュアル・ハラスメント(スクール・ハラスメント)及びその他ハラスメントの防止に関する指針

令和5年3月11日役員会裁定

指針の目的

この指針は、「塾におけるスクール・ハラスメント防止に対するガイドライン」等に基づき、茗溪塾・めいけいキッズ(以下「塾」といいます。)におけるセクシュアル・ハラスメント(スクール・ハラスメント)及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント(以下これらを総称して「ハラスメント」といいます。)の防止への取り組みを説明し、塾におけるハラスメントをなくすためのものです。

指針の適用対象

- ①この指針は、塾の構成員のすべてに適用されます。塾の構成員とは、社員・講師(常勤・非常勤を問いません。)、生徒、保護者とします。
- ②ハラスメントが塾の構成員の関係において問題となる場合に、この指針が適用されます。
- ③塾を離れた場合には、その期間が長くなるほど事実確認が困難となりますので、できるだけ早く相談することが望まれます。

ハラスメントをなくすためのルール

- (1) 誤解を招きかねない言動や不要なスキンシップは決して行わない。
 - ①特に性に関する言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、その人の立場などにより 差異があること、また社会的・文化的・宗教的・世代的な違いによっても、受け止め方 に差異があることを理解する。
 - ②相手が抗議しないからといって「許容されている」などと 勝手に思い込むのは大きな誤りであると自覚する。社会人としての自覚を持って生徒・父兄および同僚社員に接する。
 - ③生徒がじゃれついてきた場合は、責任のある大人として、その言動をたしなめる指導を行う。
 - ④相手が嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さない。
- (2) お互いの人格を尊重し合う。
- (3) 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識や性の違いを優劣差として見る意識をなくす。
- (4) 自らがどのような権力を持つ位置にいるのかを自覚し、常に注意を払う。
- (5) 妊娠・出産をした者に対していたわりの心を持って接する。
- (6) 育児休業や介護休業等に関する正しい認識を持ち、この制度を利用することを理解する。

ハラスメントがおきた場合の相談窓口とその後の対応

- (1) 茗溪塾は、セクシュアル・ハラスメントやその他ハラスメントに関する相談窓口(責任者 長谷塾長)を茗溪塾本部に設置します。直接の被害者でなくとも、ハラスメントを目撃したり、その可能性が高いと考えられる場合や、被害者の保護者もご連絡ください。茗溪塾本部は、相談者の話を聴き、当該問題を適切かつ迅速 に解決するよう努めます。茗溪塾本部は、相談者の名誉やプライバシーを堅く守ります。また匿名希望の相談も受け付けます。
- (2) 問題への対処は、相談者の意向等に十分に配慮し、以下のような 段階に分けて対応をします。
 - ①当事者及び関係者等から事情を聴くなどして事実関係を整理し、問題解決に努めます。
 - ②相談者の了解を得て、加害者の所属する教室や部署と問題解決のための調整を行います。
 - ③ハラスメントの被害者に対しては、相談中、調査中であっても可能な限り最善の救済措置が与えられるよう努力します。相談したことによって、不利益を受けることがあってはなりません。もし、そのようなことが生じた場合には、適切な措置をとります。
 - ④ハラスメントの加害者は、社員・講師の場合には就業規則に従って懲戒処分等に付されることがあります。ただし被害者の意向によって減免される場合もあります。
 - ⑤再発防止や二次被害防止などのために、必要な措置をとることがあります。例えば「講師の交替」、「教室等の環境改善の措置」、「防犯カメラの設置」、「加害者の研修」などです。
 - ⑥相談者が当事者双方の話合いでの問題解決を希望する場合には、話し合いを 円滑に進めるために必要なサポートをします。
 - ⑦社員・講師に対しては研修会で、ハラスメントの防止に対する意識を高める機会を設けます。